

○追手門学院大学教員評価教育研究業績評価実施規程

2011年4月25日

制定

(趣旨)

第1条 追手門学院大学(以下「本学」という。)における教育職員(以下「教員」という。)の教育・研究活動等の点検・評価(以下「教員評価教育研究業績評価」という。)を実施するものとし、本規程は、その実施に関する基本的事項を定める。

(評価の目的)

第2条 教員評価教育研究業績評価は、次の各号に掲げる目的のために実施する。

- (1) 教員が自ら教育・研究活動状況について点検することによって、教育・研究活動の活性化を促進させる。
- (2) 教員評価教育研究業績評価による活動の改善等の取り組みにより、本学の高等教育機関としての教育・研究の質を保証する。
- (3) 教員の活動状況及び評価結果の公表により、社会に対する説明責任を果たす。

(評価の対象者)

第3条 教員評価教育研究業績評価の対象者は、追手門学院大学就業規則第1条第2項に定める専任の教員のうち、教授、准教授及び講師教育職員とする。ただし、追手門学院大学任用期限付専任教員(任期制教員A)に関する規程及び追手門学院大学任用期限付専任教員(任期制教員B)に関する規程に基づき、任用された教員についても評価の対象者とする。ただし、特任助教を除く。

2 第1項に規定する者のうち、副学長、学部長及び基盤教育機構長は、評価の対象から除外する。

3 第1項に規定する者のうち、評価対象年度または評価実施年度に、長期出張(研修含む)、育児休業等の特別な事情がある場合は、当該期間について評価の対象から除外する。

(評価実施単位)

第4条 教員評価教育研究業績評価の実施単位は、教員が所属する学部、基盤教育機構及びその他の研究所・センターとする。

(評価組織)

第5条 教員評価教育研究業績評価に係る全学的方針の決定、評価、集計及び公表並びにその他必要な事項を審議し、教員評価報告書教育研究業績評価報告書を作成するために、全学教員評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の構成)

第6条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長(総務領域担当)

(3) 各学部長及び基盤教育機構長

2 学長が必要と認める場合は、委員以外の外部の有識者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(評価領域)

第7条 大学教員評価教育研究業績評価における評価領域は、教育活動、研究活動、社会貢献活動及び大学運営活動とする。

(評価項目)

第8条 教員評価教育研究業績評価の項目は、別に定める「追手門学院大学教員評価教育・研究業績評価実施要項」に拠る。

(評価基準)

第9条 委員会は、本学の目標及び第2条に定める目的に則らなければならない。

2 評価基準についてはあらかじめ公表しなければならない。

(評価の実施)

第10条 教員評価教育研究業績評価は、毎年度実施する。

2 教員は、教育研究業績データベースに自己の活動状況を入力するとともに、その入力情報に基づき、教員評価票教育研究業績評価票(以下「評価票」という。)を作成し、各学部長又は基盤教育機構長に提出する。その他の研究所・センターに所属する教員は、副学長(総務領域担当)に提出する。

3 評価実施単位ごとの評価については、各学部長、基盤教育機構長又は副学長(総務領域担当)が行う(第一次評価)。

4 学長は、第一次評価を踏まえ、委員会の議を経て、各教員の評価を決定する(第二次評価)。

5 学長は、評価結果を教員へ通知する。

(評価結果の活用)

第11条 各学部長、基盤教育機構長及び副学長(総務領域担当)は、教員評価教育研究業績評価の結果を踏まえ、優れた活動を行ったと評価された教員に対して、その活動の一層の向上を促し、また改善が必要であると評価された教員に対しては、適切な指導及び助言等によって活動の改善等を促す。

2 活動状況に改善の必要があると評価された教員は、活動の改善点や次年度における改善計画を記載した改善計画書を各学部長、基盤教育機構長又は副学長(総務領域担当)に提出し、活動の改善等に努めなければならない。

(評価の公表)

第12条 教員評価教育研究業績評価の結果は、本学全体として集計したものを公表する。

2 教育研究業績データベースに入力された評価にかかる情報は、個人名とともに本学ホームページに掲載する。

(事務所管)

第13条 委員会の事務は、理事長・学長室が行う。

(規程の改廃)

第 14 条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、大学教育研究評議会が行う。委員会の意見を聞き、大学教育研究評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

1 この規程は、2011 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程の制定に伴い、追手門学院大学教員活動評価実施規程(2009 年 10 月 26 日制定)は、廃止する。

附 則

この規程は、2012 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2012 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2013 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2013 年 9 月 23 日から施行する。

附 則

この規程は、2014 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2015 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2016 年 4 月 1 日から施行する。